

会員資格規定

(目的)

第1条 本規定は、湯沢青年会議所定款に基づき会議所会員資格に関する事項を規定する。

(会員の種類)

第2条 定款第6条の定めにより本会議所の会員は正会員、特別会員とする。

(正会員)

第3条 定款第6条第(1)項の定めにより正会員は湯沢市、雄勝郡およびその周辺に居住する、20才以上40才未満の品格のある青年(第49条に規定する事業年度中に満40歳に達する者を含む)でなければならない。但し年度中に上記年齢制限に達する時は、その年度中内は制限年齢を越えて正会員資格を有する。また、当該事業年度に理事であった者は、選任された事業年度に関し1月に開催される定時総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入会金及び会費)

第4条 定款第9条第3項(会費)の定めによる正会員の金額は次の金額とする。

又これを変更する場合は総会の決議を必要とする。

年会費 100,000円

2 定款第9条第1項(入会金)同第3項(会費)の定めによる新入会員の金額は次の金額とする。又、これを変更する場合は総会の決議を必要とする。

(イ) 入会金 10,000円

(ロ) 年会費 1項に定める金額を12で除したものに当該年度残月数を乗じたものとする。ただし、千円未満は切り上げとする。

3 年会費について会員は毎年2月末日までに完納しなければならない。また入会金については入会月の翌月末までに完納しなければならない。ただし、12月に入会したものについては、当該月末までとする。

(入会申込)

第5条 定款第7条の定めにより、本会議所に正会員として入会を希望する者は所定の入会申込書に必要事項を記載し、正会員推薦者2名の署名押印の上、理事長に提出する。

(推薦者の資格)

第6条 新入会員を推薦する会員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 1 湯沢青年会議所の正会員であること。
- 2 会費を完納していること。
- 3 前年度における例会(総会を含む)出席率60%以上の者

第7条 推薦者は入会希望者が会員資格を獲得した後においても、本人の会費納入等会員の義務の遂行に責任を負うものとする。

(審議)

第8条 理事長は会員資格規定第5条の提出があった時は速やかに執行部会の

審査に付し、その結果にもとづいて理事会にはかり、加入の許否を決定する。但し、理事会の決定は出席理事の全員の同意を必要とする。

(会員資格の取得時期)

第9条 入会を決定された者は入会金及び会費の納入と同時に会員となり、理事長より会員章を与えられる。

(退会及び除名に関する事項)

第10条 定款第10条(退会)の手続は以下の通りとする。

(イ) 退会の1ヶ月前までに、理事長へ書面をもって届け出なければならない。

(ロ) 当該年度をもって退会を希望する者は、当該年度の11月末日までに届け出なければならない。

第10条ノ2 定款第12条(除名)の定めによるほか次の場合理事会の決議を得て、理事長は当該会員に退会勧告をする事が出来る。

(イ) 年の出席率50%未満の場合、又は会費を6ヶ月以上納入しなかった場合

(ロ) 休会が1年以上に及んだ時

(ハ) 会員が刑事罰等の行為により会議所の信用を著しく失墜させた場合

2 理事長の判断により上記事項の調査委員会を招集する事ができる。委員長は、理事長とする。招集委員は、委員長の指名により5名以上とし、調査内容は、調査員会が必要と認めた場合理事会にて報告する。

(休会に関する事項)

第11条 会員は長期にわたる病気若しくは海外出張等により長期欠席を余儀なくされた時は、理事会に休会届を提出して承認された場合に限り休会することが出来る。

2 休会中の会費は会員資格規定第4条に定められた年会費の半額とし、2月末日まで納入しなければならない。

(特別会員に関する事項)

第12条 定款第6条第1項2号(種別)第7条第2項(入会)の定めによる特別会員は、理事長の諮問のある場合に限り本会の運営に関する意見を具申することが出来る。

2 定款第9条第2項の定めによる特別会員の会費は次の金額とする。

(イ) 特別会員会費卒業時一括当該年度の年会費同額とする。

(ロ) 事務局は特別会員及び卒業生との区分を台帳にして整理し永く保存しなければならない。

(新入会員に関する事項)

第13条 定款第7条の定めにより正会員として理事会の賛同を得た者は、新入会員として登録され次

の2、3、4項の内容を良く理解し遵守しなければならない。

2 新入会員は新入会員オリエンテーションに出席を義務とする。

3 新入会員は理事会が決定した委員会に所属し6ヶ月間次の各号の出席率を義務とする。

イ、例会の出席率60%以上

ロ、総会と本会行事の合計の出席率60%以上

4 新入会員年度中開催される全国会員大会、東北青年フォーラム、ブロック会員大会及び各種大会のいずれか1つ以上出席すること。

5 新入会員で2、4に満たないものは、委員会の選択権を有しない。

6 前期入会者とは次年度1月1日から6月30日までの新入会期間の者を言う。また後期入会者とは当該年度7月1日から12月31日までの新入会期間の者を言う。

7 新入会員として登録され2、4項の事項を履行出来なかった場合に理事長は状況を勘案に入れて退会勧告をすることが出来る。

(入会希望者に関する事項)

第14条 入会を希望する者は本会にオブザーバー出席が出来る。又経費については実費負担とする。

2 入会申込みの受付は随時行い、承認の是非は直近の理事会において審議を行う。

3 随時開催される入会説明会に参加して本会議所の組織内容等を十分理解すること。